

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	
規則	ページ
◎高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	1
告示	
○県統計調査の実施及び告示の廃止（統計分析課）	2
○告示（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部改正（水産政策課）	3
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	3
○道路の区域変更（道路課）	3
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	4
公告	
○肥料の登録（環境農業推進課）	4
○肥料の登録の有効期間の更新（ " ）	4
○肥料の登録事項の変更の届出（ " ）	5
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	6
○県営土地改良事業の計画の定め（ " ）	6
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	7
高知県教育委員会規則	
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	7

規 則

高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第76号

高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

高知県食品衛生法施行細則（昭和48年高知県規則第37号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所
フリガナ
氏名

年 月 日生

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

営業許可申請書

食品衛生法第52条第1項の規定により営業の許可を受けたいので、食品衛生法施行規則第67条第1項又は第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

新規又は継続の別	新規（ 事業譲渡以外 ・ 事業譲渡 ） ・ 継続	
営業所の所在地	電話番号	
営業所の名称、屋号又は商号		
営業設備の概要	別紙のとおり	
生食用食肉の取扱いの有無	有（ 加工 ・ 調理 ） ・ 無	
認定生食用食肉取扱者	フリガナ 氏名	
	生年月日	年 月 日
	登録番号	第 号
許可番号及び許可年月日		備考
1	第 号 年 月 日	
2	第 号 年 月 日	
3	第 号 年 月 日	
4	第 号 年 月 日	
5	第 号 年 月 日	
申請者の欠格事由	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。	
	食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。	
事業譲渡をした者の署名		

(裏面)

- 注 1 「新規又は継続の別」欄は、新たな営業の許可の申請の場合は「新規」を、引き続きの同一の営業の許可の申請の場合は「継続」を○で囲んでください。また、新規については、括弧内の該当するものを○で囲んでください。
- 2 「営業所の名称、屋号又は商号」欄は、フリガナを付けてください。
- 3 「営業設備の概要」欄は、新規の場合にのみ別紙に記載して添えてください。
- 4 「生食用食肉の取扱いの有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 「許可番号及び許可年月日」欄は、新規(事業譲渡)の場合は事業譲渡を受けた営業に係る許可について、継続の場合は現に受けている許可について記入してください。
- 6 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入し、新規(事業譲渡)又は継続の場合は、高知県食品衛生法施行細則別表に規定する細分業種名を併せて記入してください。
- 7 「備考」欄は、食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名及び資格等を記入してください。
- 8 「申請者の欠格事由」欄は、申請者が法人の場合は、その業務を行う役員の全てについての該当の有無を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記入し、当該事実があるときはその内容を記入してください。
- 9 「事業譲渡をした者の署名」欄は、申請者が事業譲渡を受けた方に署名してもらってください。ただし、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添える場合は、署名してもらう必要はありません。
- 10 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 新規(事業譲渡以外)の場合
- ア 営業所から半径200メートル以内における地物の状況を明らかにした図面
 - イ 営業設備の配置平面図及び構造を記載した図面
 - ウ 構造及び設備の仕様書
 - エ アからウまでに掲げる書類のほか、次に掲げる書類
 - (ア) 法人の場合は、登記事項証明書
 - (イ) 生食用食肉の加工又は調理を行う場合は、生食用食肉の加工又は調理を行う場所の平面図及び生食用食肉の加工を行う施設において、生食用食肉の加熱殺菌を行うため、肉塊の表面から1センチメートル以上の部分までを摂氏60度で2分間以上加熱する方法又はこれと同等以上の殺菌方法を行うことができることを証する書類
 - (ウ) 製造業の場合は、使用する器具及び機械の種類及び個数並びに使用添加物の名称及び用途を記載した書類
 - (エ) 乳処理業又は特別牛乳搾取処理業の場合は、1日の乳処理予定数量並びに殺菌温度及び殺菌時間を記載した書類
 - (オ) 清涼飲料水製造業、乳製品製造業、乳酸菌飲料製造業、アイスクリーム類製造業又はマーガリン製造業の場合は、製品の種類及び原料品目を記載した書類
 - (カ) 水道水以外の水を使用するときは、水質検査成績書
- (2) 新規(事業譲渡)の場合
- (1)のアからエまでに掲げる書類。ただし、営業設備の概要を記載した別紙及び(1)のアからウまでに掲げる書類のうち事業譲渡に伴い変更がないものについては、添える必要はありません。
- (3) 継続の場合
- 水道水以外の水を使用するときは、水質検査成績書

別記第7号様式注2中

「(1) 戸籍謄本」を
 「(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県食品衛生法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

 告 示

高知県告示第964号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示し、平成31年4月高知県告示第278号(県統計調査の実施及び告示の廃止)は、廃止する。

令和2年12月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称
高知県脳卒中患者実態調査
- 2 調査の目的
県内の脳卒中発症に係る課題を把握し、脳卒中医療の提供体制を構築する上での基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
医療機関
 - (3) 属性
脳卒中急性期の患者を受け入れている医療機関
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
 - ア 医療機関名
 - イ 脳卒中連携パスの利用の有無
 - ウ 患者属性
 - エ 入院日
 - オ 発症時間、来院時間及び発症から来院までの時間
 - カ 脳卒中の発症区分
 - キ t-P A使用禁忌の有無

ク t-P A使用の有無
 ケ t-P A療法の開始時間
 コ 基礎疾患の状況
 サ 合併症の有無
 シ 発症後90日目のmR S
 ス 喫煙状況
 セ 飲酒状況
 ソ 搬送及び入院の区分
 タ 退院日
 チ 転帰の状況
 (2) その基準となる期日
 毎月末日現在
 5 報告を求める者
 (1) 数
 約30医療機関
 (2) 選定方法
 高知県保健医療計画における脳卒中センター及び脳卒中支援病院一覧により選定する。
 6 報告を求めするために用いる方法
 (1) 調査組織
 県が民間事業者を経由して報告を求める。
 (2) 調査方法
 郵送調査
 7 報告を求める期間
 (1) 調査の周期
 毎月
 (2) 調査の実施期間
 毎月翌月1日から10日(同日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日後の直近の休日等以外の日)まで
高知県告示第965号
 平成25年6月高知県告示第430号(漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止)の一部を次のように改正する。
 令和2年12月15日
 高知県知事 濱田 省司

表高知県清水加入区の項中
 「1 小型合併漁業であって土佐清水市足摺岬の区域の者が行う漁業
 2 小型合併漁業であって土佐清水市松尾の区域の者が行う漁業
 3 小型合併漁業であって土佐清水市大浜の区域の者が行う漁業
 4 小型合併漁業であって土佐清水市中浜の区域の者が行う漁業

5 小型合併漁業であって土佐清水市越の区域の者が行う漁業
 6 小型合併漁業であって土佐清水市養老の区域の者が行う漁業
 7 小型合併漁業であって土佐清水市戎町の区域の者が行う漁業
 8 小型合併漁業であって土佐清水市本町及び市場町の区域の者が行う漁業
 9 小型合併漁業であって旧土佐清水市清水町の区域のうち土佐清水市戎町、本町及び市場町の区域以外の区域の者が行う漁業
 10 ぶり飼付漁業(総トン数10トン未満の漁船により行うぶり飼付漁業をいう。以下同じ。)及び大型定置漁業
 11 小型合併漁業のうち主としてサンゴ採取業を営む漁業
 12 小型まぐろ漁業
 13 小型かつお漁業
 14 中型かつお漁業
 15 大型まぐろ漁業
 16 大型かつお漁業
 17 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち12及び13に掲げるもの以外のもの
 18 小型定置漁業」
 を
 「1 小型合併漁業のうち主としてサンゴ採取業を営む漁業
 2 小型合併漁業のうち1に掲げるもの以外のもの
 3 ぶり飼付漁業(総トン数10トン未満の漁船により行うぶり飼付漁業をいう。以下同じ。)及び大型定置漁業
 4 小型まぐろ漁業
 5 小型かつお漁業
 6 中型かつお漁業
 7 大型まぐろ漁業
 8 大型かつお漁業
 9 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち4及び5に掲げるもの以外のもの
 10 小型定置漁業」
 に改める。
高知県告示第966号

高知市十津二丁目地区、土佐市新居の一部地区、四万十市勝間、名鹿及び双海の各一部地区、安芸郡芸西村久重の一部地区、土佐郡土佐町田井の一部地区、高岡郡越知町南ノ川の一部地区並びに幡多郡黒潮町川奥の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
 令和2年12月15日
 高知県知事 濱田 省司

1 調査を行った者の名称
 (1) 高知市
 (2) 土佐市
 (3) 四万十市
 (4) 芸西村
 (5) 土佐町
 (6) 越知町
 (7) 黒潮町
 2 調査を行った地域及び時期
 (1) 高知市十津二丁目
 平成28年度及び平成29年度
 (2) 土佐市新居の一部
 平成29年度及び平成30年度
 (3) 四万十市勝間、名鹿及び双海の各一部
 平成26年度及び平成29年度から令和元年度まで
 (4) 安芸郡芸西村久重の一部
 平成30年度及び令和元年度
 (5) 土佐郡土佐町田井の一部
 平成26年度及び平成27年度
 (6) 高岡郡越知町南ノ川の一部
 平成27年度及び平成28年度
 (7) 幡多郡黒潮町川奥の一部
 平成29年度及び平成30年度
 3 成果の名称
 (1) 高知市地籍図及び地籍簿
 (2) 土佐市地籍図及び地籍簿
 (3) 四万十市地籍図及び地籍簿
 (4) 芸西村地籍図及び地籍簿
 (5) 土佐町地籍図及び地籍簿
 (6) 越知町地籍図及び地籍簿
 (7) 黒潮町地籍図及び地籍簿
 4 認証年月日
 令和2年12月15日
高知県告示第967号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年12月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市上倉字柿ノ本 279番2から 南国市上倉字柿ノ本 279番1地先まで	前	2.1 }	78
	後	3.2 }	78
		5.1 }	
		7.6 }	

高知県告示第968号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和2年12月15日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市野市 町西野字ヌ ノ丸	562番19	6.00	23.38	
		5.00	4.00	

公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料の登録をした。

令和2年12月15日

高知県知事 濱田 省司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は 名称	住所	
高知県第 702号	混合石灰 肥料	ミネラル ダッシュ	アルカリ分 45.0 く溶性苦土 3.0	含有を許される有害成分の 最大量及びそ 他の制限事 項は、普通肥 料の公定規格 のとおり。	株式会社 古田産業	高知市五 台山3983 番地5	令和8年 3月25日
高知県第 703号	〃	ミネダッ シュK	アルカリ分 42.0 く溶性苦土 2.0	〃	多木物産 株式会社	兵庫県加 古川市別 府町緑町 2番地	令和8年 4月12日
高知県第 704号	〃	ミドリエ ースα	アルカリ分 46.0 く溶性苦土 3.6	〃	株式会社 五光興産	兵庫県加 古川市平 岡町二俣 759番地	令和8年 7月15日
高知県第 705号	〃	ミドリエ ースα2 号	アルカリ分 46.0 く溶性苦土 4.0	含有を許される有害成分の 最大量及びそ 他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	〃	〃	令和8年 9月6日

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和2年12月15日

高知県知事 濱田 省司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第551号	消石灰	60消石灰	アルカリ分 60.0	該当なし	田中石灰工業株式会社	南国市稲生3185番地	令和8年4月21日
高知県第555号	炭酸カルシウム肥料	55タンカル	アルカリ分 55.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	高知重炭株式会社	高知市稲荷町9番14号	令和8年9月19日
高知県第575号	消石灰	65消石灰	アルカリ分 65.0	該当なし	土佐石灰化工協業組合	南国市稲生1328番地	令和8年7月9日
高知県第580号	〃	70消石灰	アルカリ分 70.0	〃	〃	〃	令和8年11月19日
高知県第627号	なたね油かす及びその粉末	ペレットなたね油粕1号	窒素全量 5.3 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	〃	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	令和8年4月22日
高知県第630号	消石灰	65消石灰	アルカリ分 65.0	〃	高橋 喜久子	高知市葛島四丁目6番15号	令和8年9月16日
高知県第656号	混合石灰肥料	粒状10アヅマリン2号	アルカリ分 43.0 く溶性苦土 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	令和8年7月1日
高知県第667号	炭酸カルシウム肥料	南星15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	〃	南星産業株式会社	奈良県大和郡山市発志院町378番地	令和8年10月23日

高知県第668号	〃	南星粒状15苦土炭酸石灰	〃	〃	〃	〃	〃
高知県第669号	〃	CCF15苦土炭酸石灰	〃	〃	シーシーエフジャパン株式会社	愛知県岡崎市市場町字東町13番地	〃
高知県第670号	〃	CCF粒状15苦土炭酸石灰	〃	〃	〃	〃	〃
高知県第671号	〃	共栄15苦土炭酸石灰	〃	〃	共栄ジャパン株式会社	愛知県清須市須ヶ口324番地の1	〃
高知県第672号	〃	共栄粒状15苦土炭酸石灰	〃	〃	〃	〃	〃
高知県第673号	〃	日本バイオ15苦土炭酸石灰	〃	〃	日本バイオ化学工業有限会社	神奈川県川崎市宮前区神木二丁目6番20号	〃
高知県第674号	〃	日本バイオ粒状15苦土炭酸石灰	〃	〃	〃	〃	〃

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次の肥料の登録事項の変更について届出があった。

令和2年12月15日

高知県知事 濱田 省司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産事業者		変更内容		変更年月日
			氏名又は名称	住所	変更事項	変更前 変更後	

高知県第 634号	混合有機 質肥料	十市有機	高知県農 業協同組 合	高知市五 台山5015 - 1	住所	高知市北御座 2番27号	令和2年 10月1日
						高知市五台山 5015-1	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中村国営土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和2年12月15日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住所
(退任)		
理事	濱村 博	幡多郡黒潮町出口131番地
"	永野 侃	四万十市双海564番地
"	安田 和亀	" 竹島2973番地
"	畠中 温喜	" " 239番地1
"	片山 尚登	" " 695番地
"	渡邊 一朗	" 佐岡1120番地12
"	池本 速雄	" 鍋島1373番地
"	安岡 俊一	" " 1396番地1
"	山本 林	" 平野2827番地
"	田中 基博	" 古津賀1361番地
"	谷原 利夫	" " 2486番地1
監事	小川 澄夫	" 鍋島1137番地
"	安田 節男	" 竹島345番地
"	戸田 行俊	" 古津賀3431番地

(就任)		
理事	西村 節男	幡多郡黒潮町出口394番地1
"	永野 侃	四万十市双海564番地
"	安田 和亀	" 竹島2973番地
"	畠中 温喜	" " 239番地1
"	片山 尚登	" " 695番地
"	渡邊 一朗	" 佐岡1120番地12
"	山本 勝也	須崎市吾井郷乙1112番地
"	江口 五月	四万十市鍋島949番地3
"	山本 林	" 平野2827番地
"	野並 勇人	" 古津賀3122番地16
"	田中 僚	" " 1361番地
監事	浦田 茂豊	" 鍋島1403番地1
"	石井 洋	" 双海1016番地
"	沖 延年	" 井沢137番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（加持地区農地中間管理機構関連農地整備事業（区画整理））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年12月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和2年12月15日から令和3年1月19日まで
- 3 縦覧場所
黒潮町役場
- 4 その他

この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
令和2年12月15日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和2年6月9日 2高都計第117号	吾川郡いの町字南谷 6378番1の一部	高知市八反町二丁目12番30号 丸協実業有限会社 代表取締役 森 優香

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年12月15日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第10号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の高岡郡の四万十町の項を次のように改める。

四万十町	米奥小学校	平成22年4月1日
	若井川小学校	平成18年3月20日
	大奈路小学校	〃
	北ノ川小学校	〃
	十川小学校	〃
	昭和小学校	平成22年4月1日
	北ノ川中学校	平成18年3月20日
	十川中学校	〃
	昭和中学校	平成22年4月1日
	四万十町立十和学校給食センター	〃

附 則

この規則は、公布の日から施行する。